

社会保障・税番号制度が始まります

(マイナンバー制度)

●お問い合わせ／市政策推進課政策推進係 ☎26-5704

Q1

どんな制度で、何のために導入されるの？

👉 **A1**

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人ひとりの番号を付け、各分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

●マイナンバー制度で期待される効果

①行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要する時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

②利便性の向上

申請時に必要な課税証明書などの添付書類の削減など、行政手続の簡素化により負担が軽減されます。また行政機関が持っている自分の情報を確認したり、さまざまなサービスのお知らせを受け取りできるようにになります。

③公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止し、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

Q2

どんな場面で使うの？

👉 **A2**

平成28年1月以降、行政機関などで、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。このため年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当の給付、確定申告などでマイナンバーの記載を求められます。また税や社会保険の手続きでは、事業主や証券会社、金融機関などが個人に代わって手続きを行う場合がありますので、勤務先や証券会社、金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

なお行政機関などがマイナンバーを利用する場合には、法律や条例で定められており、それ以外に利用することは禁止されています。

Q3

個人情報保護対策はどうなっているの？

👉 **A3**

マイナンバーを安心・安全に運用するために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面では、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。法律に違反した場合の罰則もより重くなっています。

システム面では、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り情報ごとに分散して管理します。また行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したりし、通信する場合は暗号化を行います。

さらに自分の個人情報がマイナンバーを使ってどのようにやりとりされているかを確認する手段として、平成29年1月から「マイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）」が稼働する予定です。

Q4

自分のマイナンバーはいつわかるの？

👉 **A4**

今年10月から、住民票を有する全ての方に、12桁のマイナンバーを記載した「通知カード」が郵送されますので、確認してください。また通知カードと一緒に「個人番号カード」を受け取るための交付申請書が入っています。

次ページに
続くよ!



▲マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

Q5

「通知カード」と「個人番号カード」の違いは？

👉 **A5**

平成28年1月以降には、さまざまなことに利用できる個人番号カードが希望者に交付されます。

●通知カード

通知カードは、紙製のカードを予定しており、氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーが記載されたものになります。通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときは別途顔写真が入った免許証などの証明書などが必要です。

●個人番号カード

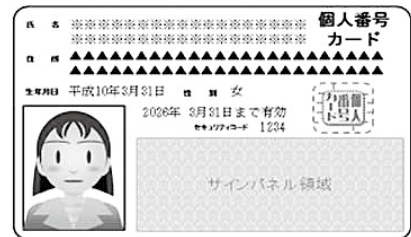
個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。通知カードをもらった後に申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは本人確認のための身分証明書として利用できます。そのほかに、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Taxをはじめとした各種電子申請や、平成28年1月から本市で導入を予定している住民票などのコンビニ交付サービスに使用できます。

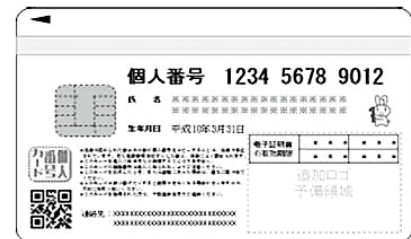
個人番号カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得や病気の履歴などの個人情報は記録されません。

【個人番号カードのイメージ】

●表面（案）



●裏面（案）



Q6

自分のマイナンバーを取り扱うときに気をつけることは？

👉 **A6**

マイナンバーは、生涯にわたって利用する番号なので、忘れたり、漏えいしたりしないようにする必要があります。

法律や条例で決められている社会保障、税、災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを他人に教えないようにしたり、他の手続きのパスワードなどにマイナンバーを使ったりすることも避ける必要があります。

Q7

これからのスケジュールは？

👉 **A7**

制度導入のスケジュールは下図の通りです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
番号制度		△平成27年10月 個人番号通知(初期一斉通知)	
		個人番号の付番・通知	
		△平成28年1月 個人番号利用開始	
		個人番号カード交付開始	
		平成28年1月より、申請により交付	
			△平成29年7月 情報連携開始
			国、自治体間の情報連携開始



マイナンバー

マイナンバーについて知りたいときは…

●内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

●コールセンター ☎0570-20-0178 (有料)

時間/午前9時30分～午後5時30分(土曜・日曜日、祝日および年末年始を除く)